

# 請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 4 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和8年2月24日	<p>私たちは、滋賀県立総合病院の病床を75床（一般病床47床、小児病床28床）削減の動きに対し、強い危機感を抱いている。</p> <p>同病院は、専門的な診療科を多く有し、地域にとって代替の利かない重要な役割を担っている。病床が削減されれば、入院の受入れが困難になり、必要な治療が適切に受けられなくなることにつながりかねない。医療体制は、社会全体で守るべき基盤である。</p> <p>障害がある子ども、とりわけ医療的ケアを必要とする子どもや、継続的な治療、リハビリを受ける子どもとその家族にとっては、唯一入院できる同病院（小児病棟）の病床削減は、命と生活そのものに直結する問題である。レスパイト需要はますます高まっている。</p> <p>コロナ禍では、病床の不足に加えて、医療スタッフの疲弊が大きな問題となった。自宅療養を余儀なくされた方が多くいた。病床の確保は職員数に直結し、医療体制を確保するためにとっても重要である。一度削減されれば元に戻すことは困難である。不採算であっても、県民の命を守る県立病院としての役割はますます発揮されなければならない。</p> <p>よって、私たちは下記の点を強く請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 県民の命を守る県立病院として、病床削減を中止し、医療体制の維持、充実を図ること。</p> <p>2. 必要な医療を安心して受けられる環境を将来にわたり確保すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
件 名	滋賀県立総合病院の病床削減の中止を求めることについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業・企業常任委員会	
審 査 結 果		

# 請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 6 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和8年2月24日	<p><b>【請願趣旨】</b>            政府は、2026年の診療報酬改定率を3.09%のプラス改定とし、介護報酬と障害福祉サービス等報酬改定率をそれぞれ2.03%と1.84%引き上げることで決定した。そのこと自体は、地域から医療や介護事業所がなくなっていくことを食い止めようと、私たち医療・介護関係者と地方自治体や議員の方々が国に対して要請を重ねてきたことの反映であると受け止めている。しかし、残念ながら5万円の賃上げ（賃上げ率15.78%）と物価高騰対策など経営の安定化に必要な水準として私たちが求めていた10%以上の報酬改定には遠く及ばない。政府の説明では、賃上げ率は3.2%（医療）～3.3%（介護・福祉）とされており、25年の全産業平均の賃上げ率（厚労省「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」では4.4%）や、26年春闘相場予測「5%」には全く及ばず、他産業との賃金格差が広がるばかりである。また事業所への経営支援額についても、経営を維持するために削減した賞与を元に戻し、経営悪化を回復させるには遠く及ばない改定率である。この間、置き去りにされてきた医療・介護・福祉労働者の賃金をまともな水準に引き上げ、「重要インフラ」でありながらも事業存続の危機にまで至っている医療や介護施設への援助を行うのであれば、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬は最低でも10%以上の引上げが不可欠である。「10%以上の引上げ」については、昨年来、病院団体も政府への緊急要望で診療報酬改定率10%超の必要性を訴えており、東京都をはじめ各地方自治体も同様の意見書を国に提出している。</p> <p>以上の趣旨から、私たちは、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項について、地方自治法第99条に基づき国に対する意見書を提出するよう請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b>            1. 今般政府が決定した、26年度の診療報酬改定率と、介護・障害福祉サービス等報酬の期中改定率については不十分であるため、全てのケア労働者が全産業平均以上の賃上げとなり、医療機関と介護・福祉等事業所の安定的な運営につながるよう、各10%以上の引上げ改定に向けて改定率を見直すこと。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
件 名	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、医療・介護障害福祉等報酬のさらなる引上げを求める意見書の提出について	
請 願 者 所 名 請 住 氏		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業・企業常任委員会	
審 査 結 果		

# 請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 7 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和8年2月24日	<p><b>【請願趣旨】</b>            自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は2025年12月、O T C類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めることを決めた。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなど症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になる。</p> <p>政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。また「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出しているが、1人当たりの「軽減額」は月63円にすぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、全ての世代に負担増を押しつけるものである。</p> <p>2025年12月の財務、厚労大臣折衝の合意では、将来的に「O T C医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引上げは織り込み済みとなっている。</p> <p>このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題である。</p> <p>以上の趣旨から、滋賀県議会においては、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出を決議していただくよう請願する。</p>
件 名	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書提出について	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業・企業常任委員会	
審 査 結 果		